

大船渡市地域学校協働本部事業

多くの地域住民が、学校や関係機関と連携して、地域の子どもたちの健全育成や安心・安全な学習環境の確保に主体的に関わっています。

主な事業

●スクールガード（11校に31人配置）

子どもたちの登下校時の安全を確保するため、地域住民がスクールガードとして子どもたちを見守っています。



<登下校引率型>

集団登校する子どもたちと一緒に歩いて見守り活動を行います。

また、交通量の多い、あるいは見通しの悪い交差点に立ち、登下校を見守ります。

<スクールバス搭乗型>

スクールバスに同乗し、運行中の車内の安全を見守ります。

学校に慣れていない低学年の子どもたちも、安心して乗ることができます。



<通学路巡回型>

学校周辺の通学路を車で巡回します。

交通安全や防犯を啓発するステッカーを貼り付けて走行しています。

●学校支援地域ボランティア

地域住民が、学校の各種活動や環境整備などを支援しています。

○図書支援活動ボランティア（10校に8名配置）

学校図書室の環境を整備することで、子どもたちの読書活動を推進しています。

○金管支援活動ボランティア（1校に1名配置）

金管楽器クラブ活動に励む子どもたちの活動を支援しています。



第 67 回大船渡市民芸術祭実施結果について

大船渡市民の文化芸術活動の成果を発表・展示する機会を提供し、広く市民に文化芸術への関心を喚起し、自主的な創作活動や地域文化の向上を図るため、第 67 回大船渡市民芸術祭を開催した。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかったが、参加団体と調整し、感染対策に取り組みながら実施可能な事業のみ開催した。

また、総合美術展については、今回から会場をこれまでの市民体育館から市民文化会館・リアスホールに変更し、文化施設の活用促進、体育施設の利用休止期間の解消及び準備等の経費・労力の削減を図った。

1 開催概要

(1) 開催期間 令和 3 年 8 月から令和 4 年 2 月まで

※当初、令和 3 年 12 月までとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響で期間を延ばしたものの。

(2) 会場 大船渡市民文化会館・リアスホール、カメラアホール、三陸公民館等

(3) 部門及び事業数

10 部門 22 事業

※ 1 : 総合美術展、三陸地区文化祭は 1 部門とする。

※ 2 : 総合美術展は各部門（絵画、文芸等） 1 事業、三陸地区文化祭は 1 事業とする。

2 実施状況

部門	事業名	期日	場所	出演・出品者数		作品・演目数		参観者数	
				本年	前回比	本年	前回比	本年	前回比
洋舞	ハワイアンフラ	11月27日(土)	リアスホール	13	△ 5	11	△ 4	45	15
	バレエコンサート 2021	オンライン	リアスホール	24	24	24	24	60	60
器楽	吹奏楽のひととき	オンライン	リアスホール	8	△ 16	7	△ 6		△ 130
	音楽のつどい	11月28日(日)	カメラアホール	57	3	8	△ 2	93	△ 7
俳句	俳句会	10月1日(金)	カメラアホール	16	3	80	△ 24	13	10
茶道	茶会	中止	リアスホール		△ 50		△ 1		△ 207
民謡とおどり	民謡とおどりの集い	中止	リアスホール		△ 130		△ 55		△ 600
詩	詩祭	10月16日(土)	カメラアホール	12	△ 8	12	△ 13	14	2
吟道	吟詠詩舞道祭	11月6日(土)	カメラアホール	50	△ 25	43	△ 20	60	△ 40

部門	事業名	期日	場所	出演・出品者数		作品・演目数		参観者数	
				本年	前回比	本年	前回比	本年	前回比
小中学校音楽発表会	小・中学校音楽発表会	中止	陸前高田市民文化会館		△ 901		△ 22		△1,200
日舞	日本舞踊のつどい	1月30日(日)	リアスホール	19	△ 10	13	△ 7	140	△ 312
大正琴	大正琴のつどい	12月4日(土)	リアスホール	43	△ 7	12	△ 2	43	△ 17
謡曲	観世流・喜多流合同謡曲と仕舞の会	11月14日(日)	カメラアホール	24	△ 7	17	△ 2	50	△ 15
三陸地区文化祭 (詳細は別表1のとおり)		10月30日(土) ~31日(日)	三陸公民館	181	△ 205	743	△ 187	301	△ 11
総合美術展 (詳細は別表2のとおり)		前期: 11月6日(土) ~8日(月) 後期: 11月13日(土) ~15日(月)	リアスホール	863	△ 211	1,267	△ 393	2,027	25
前回参加のうち今回不参加分 (7部門8事業)					△ 395		△ 108		△ 980
合 計				1,310	△1940	2,237	△ 822	2,846	△3,407

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止。前回は令和元年度開催。

別表1 三陸地区文化祭

部 門	出品者数 (人)		作 品 数 (点)		参観者数 (人)			
	本年	前回比	本年	前回比	本年	前回比		
絵 画	11	△ 12	35	△ 82				
書 道	19	3	45	3				
写 真	5	△ 5	27	△ 1				
文 芸	9	△ 27	54	△ 12				
手 芸	52	△ 36	292	△ 34				
華 道	-	△ 7	-	△ 8				
陶 芸	9	0	112	7				
茶 道	14	△ 7	1	0				
工 芸	6	△ 2	100	42				
パンフラワー	8	△ 3	29	7				
園児・児童作品	48	△ 109	48	△ 109				
合 計	181	△ 205	743	△ 187			301	△ 11

別表2 総合美術展

前後期別	部門	出品者数(人)		作品数(点)		参観者数(人)	
		本年	前回比	本年	前回比	本年	前回比
前期	写真	13	△ 1	33	△ 7		
	華道	53	△ 14	57	△ 1		
	書道	95	△ 11	90	△ 24		
	文芸	35	△ 31	140	29		
	陶芸	12	△ 40	179	△ 133		
	ハンギングバスケット	30	△ 1	51	△ 3		
	小計	238	△ 98	550	△ 139		
後期	児童・生徒作品	577	△ 43	581	△ 39		
	水彩画	14	△ 3	32	△ 4		
	水墨画	5	0	14	△ 4		
	絵画	14	2	38	12		
	彫刻・工芸	15	△ 30	52	△ 59		
	小計	625	△ 74	717	△ 94		
今回不参加	和紙ちぎり絵		△ 9		△ 32		
	デジタルアート		△ 30		△ 128		
	小計	0	△ 39	0	△ 138		
合計		863	△ 211	1,267	△ 393	2,027	25

※前回は、11/2～11/4の3日間開催

3 成果等

(1) 全体について

- ・2年ぶりの開催となり、出演者・出品者からは久しぶりに発表の場を得ることができた喜びの声が、来場者からは、普段目にする事のない市民の発表・作品に見応えがあったことや、生き生きとした子供たちの発表・作品に触れ、感心・感動したとの感想が多く聞かれた。
- ・出演・出品者、作品・演目数及び参観者の数が前回と比べて減少したのは、新型コロナウイルス感染症の影響により、日頃の活動ができず、開催を辞退した事業があったことや、岩手県緊急事態宣言等により開催を中止した事業があったことの影響が大きかった。

(2) 総合美術展について

- ・会場をこれまでの市民体育館から市民文化会館に変更し、前後期の2週開催となったが、準備作業等の削減が図られた。
- ・市民体育館と比べて、落ち着いた雰囲気の中で鑑賞することができた等、市民文化会館での開催を好感する意見がかなり多い一方で、館内の暗さを指摘する声があった。

令和4年大船渡市成人式実施結果について

- 1 日 時 令和4年1月9日（日）13：40～15：30
 2 会 場 大船渡市民文化会館・リアスホール 大ホール
 3 対 象 平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生れた大船渡市出身者及び市内在住者

4 年度別参加状況

年 度		該 当 者 数	参 加 者 数	参 加 率	家族等 参観者数
平成28年度		447	369	82.6%	182
平成29年度		393	309	78.6%	174
平成30年度		422	333	78.9%	165
令和元年度		414	321	77.5%	147
令和3年度		359	270	75.2%	
出身中学校別内訳	第一中学校	125(119)	93(96)	74.4(80.7)%	
	大船渡中学校	84(89)	66(74)	78.6(83.1)%	
	末崎中学校	27(49)	25(45)	92.6(91.8)%	
	赤崎中学校	31(52)	25(47)	80.6(90.4)%	
	日頃市中学校	15(9)	12(7)	80.0(77.8)%	
	綾里中学校	20(25)	15(23)	75.0(92.0)%	
	越喜来中学校	22(19)	21(16)	95.5(84.2)%	
	吉浜中学校	10(14)	8(11)	80.0(78.6)%	
	気仙光陵支援学校	8(4)	2(2)	25.0(50.0)%	
	市内中学校卒業生小計	342(380)	267(321)	78.1(84.5)%	
	転入者等	17(34)	3(0)	17.6(0.0)%	

※出身中学校別内訳の（ ）内の数値は、令和元年度実績である。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止。

- 5 日 程 13：00 受付開始
 13：40 記念行事（実行委員会委員作成の映像を上映）
 14：00 式典（司会 実行委員会委員）
 14：45 記念写真撮影
 15：30 終了

6 特設ホームページの開設

(1) 内容

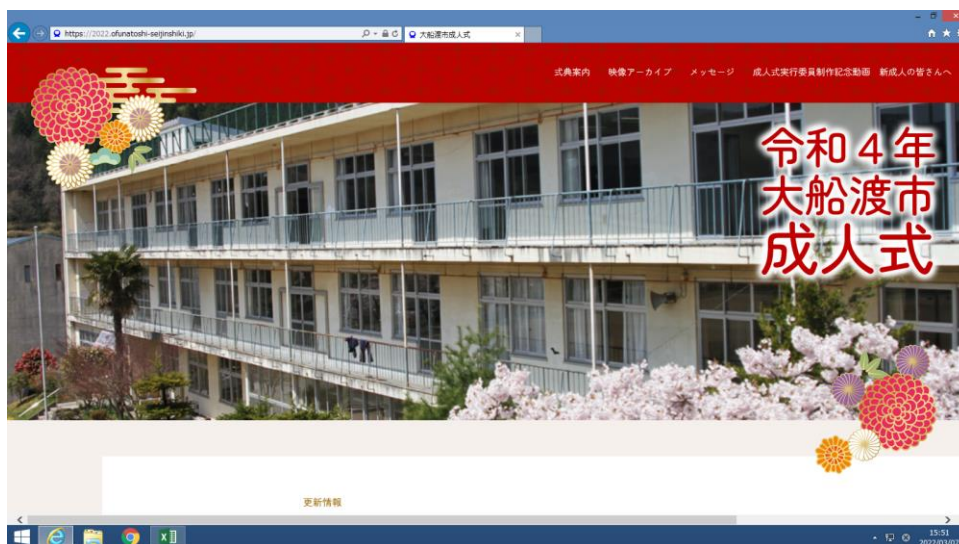
- ①式典のライブ配信（式典終了後は、編集動画を配信）
- ②お祝いメッセージ（恩師、東北楽天ゴールデンイーグルス等）
- ③成人式実行委員会委員作成動画
- ④新成人向け啓発パンフレット

- (2) 開設期間 令和3年12月17日（金）から令和4年3月30日（水）まで
※現在の内容の公開は、令和4年1月9日（日）から

(3) ホームページURL

<https://2022.ofunatoshi-seijinshiki.jp>

- (4) アクセス数 1月8日（土） 210回
1月9日（日） 597回 ※成人式当日
1月10日（月） 168回
※1日に複数回閲覧した場合は、1カウント



令和3年度初級英会話講座「これからはじめる英会話」の実施状況について

- 1 日時 令和3年6月3日(木)～7月8日(木) 午後7時～8時30分
※毎週木曜日、6月17日を除く全5回
- 2 会場 大船渡市民交流館・カメラアホール
- 3 趣旨 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた「復興『ありがとう』ホストタウン」事業の実施や、国際化の進展に伴い、市内での外国人就労者・観光客の増加がこれまで以上に見込まれることから、市民の国際コミュニケーション能力の向上を図るため、初級英会話講座を開設する。
- 4 対象者 大船渡市に住所を有する高校生以上の方
大船渡市に勤務している方
※平成30年度の講座アンケート等で、「参加者のレベルにバラつきがあった」との意見を受け、令和2年度と同様に、申込者から『学習レベルを「中学1～2年、英語検定4級程度」と設定したこと』を受付時に確認した。
- 5 講師 佐藤英会話 佐藤 利恵 氏
※なお、5回全てに、外国人講師（アイリス・アバーケズ氏、オーストラリア人）も参加し、生きた英語に触れる機会を提供することができた。

6 実施内容の概要

月日	主な学習内容	備考
6/3	～学習テーマ『学び直し』～	外国人講師参加
6/10	・あいさつと自己紹介	
6/24	・日常的に使う便利な表現（あいづち・感情を表す言葉）	
7/1	・道案内、オリンピック関連表現など	
7/8	（※テキストを使って学習）	

7 定員及び申込状況

- (1) 定員 20人
(2) 申込者 16人

8 参加人数

月日	6/3	6/10	6/25	7/1	7/8	全体
参加者数(人)	16	13	10	14	11	平均 12.8 延べ 64
参加率(%)	100.0	81.3	62.5	87.5	68.8	80.0

9 実施状況（別紙アンケート結果より）

- ・受講者の年齢層は高校生 2 名を含む 10～70 代で、幅広い年代の方々が受講した。
- ・参加の動機については、「スキルアップのため」が最も多く、その他には「外国の知人と話がしたい」「英語が苦手なので少しでも好きになりたかった」との声もあった。
- ・参加の感想については、「大変良かった」が 73%、「良かった」が 27%となった。「何回も繰り返して学べるのが良かった」「受講生間で会話する機会が多かったことが良かった」など、おおむね満足いただけた講座となった。
- ・今回良かった内容は、自己紹介や外国人講師と直接会話ができたこと、受講者同士でたくさん会話練習ができたこと、繰り返しの学習が良かったという回答があった。
- ・再び英会話講座があった場合、時間帯、受講者数、学習ペースは今回実施した形を再び望む声が一番多かったが、実施回数の希望は 6～10 回が最も多かった。
- ・再び英会話講座があった場合、今回の学習内容以外で学習したいことは、旅行先で使える表現や買い物の仕方、税関の通り方、ホテルでのチェックイン、チェックアウトなど海外旅行に関することがあった。
- ・「外国人をサポートするボランティアに応募したいか」と尋ねたところ、半数以上から「ぜひ応募したい」「応募したい」と回答があった。
- ・英会話の自主サークルがあった場合、「ぜひ参加したい」「参加したい」と回答した方が 79%となった。
- ・「なごやかに進めていただき安心して参加できた。」「全 5 回で回数が少なかったです、楽しく過ごせた。」との感想があった。



文化財めぐり



大洞ふれあい交流館



大洞貝塚 20 周年 PR 動画

令和3年度 大船渡市立博物館 教育普及事業
「教員のための博物館の日 2021 in 気仙」 実施報告書

- 1 趣 旨 教員が地元の博物館に来館して親近感をもち、学習教材・学習素材としての博物館資料・施設を知る機会を設けることで、学校教員の博物館活用に関する理解の拡充と学校教育における博物館利用の促進を図る。
- 2 主 催 大船渡市立博物館
- 3 共 催 独立行政法人国立科学博物館、公益財団法人日本博物館協会
- 4 後 援 文部科学省
- 5 協 力 陸前高田市立博物館、住田町民俗資料館、三陸ジオパーク推進協議会、北里大学海洋生命科学部
- 6 日 時 令和3年7月29日(木) 午前9時～午後0時10分
- 7 会 場 大船渡市立博物館
- 8 対 象 気仙管内に勤務・在住する小中学校教員、本事業に関心ある来館者
- 9 内 容 (1) こんなことができる！博物館！
(2) 博物館バックヤードツアー
(3) 特別展「津波災害からの復興」解説会
(4) 「水生生物の観察方法」のデモンストレーション
- 10 参加者数 26名(小学校教員18名、中学校教員5名、その他4名)

11 成果と課題

- ・当館での開催は5回目となり、昨年度から外部講師の招聘を中心とした大規模な内容から、当館学芸員が講師を務める小規模な内容に変更した。今年度は、学校連携事業の周知に重点を置いた内容となったが、参加者からは概ね好評であり、当館でも学校連携事業を丁寧に説明する機会となった。しかし、全てのプログラムの講師を当館学芸員が務める形は、他事業との兼ね合いから負担が大きく、改善が必要である。
- ・陸前高田市立博物館、住田町教育委員会、碁石海岸インフォメーションセンターなど、連携施設から参加があった。特に、陸前高田市立博物館、住田町教育委員会は、今後、当該事業を連携して行うにあたり、内容を把握してもらい好機となった。次年度以降は、プログラムの一部を分担してもらいなど、内容面での連携を検討する。
- ・参加者のアンケートによると、立地により博物館の利用が難しいケースがあり、資料の貸出や学芸員による出前講座などの要望があった。また、陸前高田市からの博物館スクールの要望や、防災学習への資料提供など、博物館に対するニーズを把握する機会にもなった。業務量を踏まえ、今後、対応を検討する必要がある。
- ・北里大学海洋生命科学部と連携して行う「海のがっこう」を周知するプログラムは、参加者からは好評で、活発な質疑応答が行われた。プログラムを配布するだけでなく、その一部を実践することで、より取り組みやすさを周知できると考えられる。

令和3年度 大船渡市立博物館 教育普及事業
体験学習「縄文土器製作会」実施報告書

1. 趣旨

気仙地方には、縄文時代の遺跡が数多く所在する。縄文時代の暮らしを支えた道具のひとつに「縄文土器」があり、市内の遺跡からもたくさんみつがっている。形づくりから焼成まで、縄文土器の製作過程を体験することを通して、縄文人の技術と知恵を探り、郷土の歴史の理解と普及を図る。

2. 主催

大船渡市立博物館

3. 協力

三陸ジオパーク推進協議会

4. 日時

形づくり 令和3年7月25日(日)
午前の部：午前9時～正午
午後の部：午後1時30分～4時30分
野焼き 令和3年8月1日(日) 午前9時～午後3時30分

5. 会場

形づくり 大船渡市立博物館 多目的ホール
野焼き 大船渡市立博物館 駐車場

6. 内容

形づくり ・講師からつくり方の解説後、粘土2Kgを使って形をつくる。
・縄文原体等で文様を施文する。完成後、1週間程度乾燥させる。
野焼き ・まいぎりで火をおこし、空焚きをして火床をつくり、土器を焼く。

7. 講師

金野 良一 専門研究員

8. 参加人数(付添込)

形づくり 午前の部：体験9名(子ども8名、一般1名)
付添8名(子ども1名、一般7名) 合計17名
午後の部：体験6名(子ども5名、一般1名)
付添7名(子ども1名、一般6名) 合計13名
野焼き 子ども15名、一般16名 合計31名

9. 実施状況

形づくり

【午前の部】		【午後の部】	
時間	内容	時間	内容
9:00	開会行事、講師紹介	13:30	開会行事、講師紹介
9:05	形づくり説明	13:35	形づくり説明
9:25	形づくり	13:55	形づくり
9:45	文様づけの説明	14:15	文様づけの説明
9:55	文様づけ	14:25	文様づけ
11:00	作り終わった参加者から、完成品の乾燥場所への移動	15:20	作り終わった参加者から、完成品の乾燥場所への移動
11:55	閉会	16:25	閉会
12:00	昼食休憩		

野焼き

時間	内容
8:30	野焼きに係る講師からの事前指導
9:00	開会行事、講師紹介
9:05	野焼き説明
9:10	火床づくり（空焚き） 砂利除去、草運搬、火起こし、着火、灰づくり、地面乾燥、草の上にセッカを井桁で組み火力を安定。土器運搬、火床周りに並べ、少しずつ近づける。
10:00	休憩（飲み物、アイス配布）
10:15	火床づくりの周囲で土器の最終乾燥を行っていたところ、小雨が降ってきたため、休憩用タープの中に土器を移動し、雨を避ける
10:30	本焼き セッカが炭になり炎が立たなくなった所で火床の中心をあげ、ドーナツ状にする。土器の底を中心に向け同心円状に並べる、随時、セッカを足す。
11:00	火おこし体験 まいぎりを使い、参加者が火おこし体験を実施
11:30	火に近い土器から、色が黒く変化
11:40	ほぼ全ての土器の色が黒く変化
12:00	昼休憩
12:30	火に近い土器から、色が赤く変化
13:00	本焼き
13:15	煮炊き体験 土器に水をため、お湯をわかし、じゃがいもをゆでる体験を実施。13:40頃に沸騰、沸騰後にじゃがいもを入れ、14:20頃ゆであがる。
14:30	セッカが全て炭になり、熾火の中で黒斑を消すため土器を転がす。
15:00	杉の葉で燻し、土器の黒色化を実施。1点のみ成功。
15:05	土器を取出し、冷却。その間に、受賞作品を決定。
15:30	自身の作品を探し、持ち帰る

10. 収支決算

別紙のとおり

11. 従事職員

博物館：長澤館長、遠藤補佐、中井主任、工藤学芸員、古澤学芸員、近藤事務補助員

教育総務課：金野補佐、村田係長、鈴木学芸員、菊池学芸員、佐々木主任

その他：大友朝陽（博物館実習生）

12. 成果

- ・形づくりから焼成までの製作過程の体験を通じて、縄文人の技術と知恵を探り、楽しみながら郷土の歴史への理解を深め、興味関心を高めることができた。
- ・夏休み期間中の開催により、学校の夏休みの宿題（工作、自由研究）に対応できた。
- ・参加者のアンケートでは満足度が高く、講師の説明が分かりやすいと好評で、次回開催を要望する声も多く挙げられた。
- ・野焼きでは、土器の焼成の状態が変わるたびに講師が解説を行ない、長時間でも飽きずに最後まで興味を持って参加していた。
- ・前回からの試みとして、野焼き時に火起こし体験と煮炊き体験を行ったが、参加者には好評であった。しかし、火おこし道具と煮炊き用の土器は、途中で破損するものもあったことから、体験人数に合わせて十分な数量を準備する必要がある。

13. 課題

- ・形づくりでは、参加者の公平性を考慮し、全て床面に座って行う形式としたが、ひざの悪い一般参加者がいたため、急遽、机と椅子を出して対応した。
- ・開催時期は、野焼きを乾燥時期に行うリスクを考慮し、また、小学生の夏休みの課題を想定して7月下旬から8月上旬の時期としているが、当該時期は当館の他業務も多く、特にも同時期に行う海辺の生物観察会と同時に開催することは、職員負担が大きいことから、次年度以降は、隔年での開催等を検討すべきである。

14. 備考

- ・野焼きを行うにあたり、大船渡消防署に「火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為の届出書」を提出した。
- ・当該事業は、令和3年度文化財関係国庫補助金（地域の特色ある埋蔵文化財活用事業）を導入した。

地域社会教育振興事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 地域の社会教育の振興を図るため、大船渡市立地区公民館（以下「地区公民館」という。）の運営に要する経費等に対して、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2 補助金の交付の対象となる経費は、地区公民館が社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業を行なうために要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 地区公民館の運営に要する経費
- (2) 地区公民館の施設管理に要する経費
- (3) 地域公民館の育成に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第3 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

大船渡市地域公民館整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 地域住民の集団活動、学習活動、集会等の拠点となる地域公民館の整備を支援することにより、地域コミュニティの維持及び強化を図るため、建物の新築、改築等をする地域公民館に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 補助金の交付の対象となる工事の種類及び経費並びに補助額は、別表第1のとおりとする。ただし、地盤の改良、土地の購入、外構の工事及び備品等の購入に要する費用その他市長が補助金を交付することが不相当と認める費用は、補助金の交付の対象となる経費から除くものとする。

(補助事業に要する経費の配分及び内容の変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業に要する経費の20パーセントを超える増減
- (2) 建築場所、設置場所、施行箇所等の変更
- (3) 前2号に掲げる変更以外の変更で補助額の増減を伴う変更

(提出書類及び提出期日)

第4 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2関係）

種類	経費	補助額
新築 又は 改築	建物の新築又は改築に要する費用のうち、本体工事及び附帯設備（電気設備、衛生設備等をいう。以下同じ。）工事（以下「本体工事等」という。）に係る経費	左欄の経費の2分の1に相当する額。ただし、500万円を限度とする。

増築	既存の施設と一体を成す建物として当該施設の床面積を増加する工事に要する費用のうち、本体工事等に係る経費	左欄の経費の2分の1に相当する額。ただし、150万円を限度とする。
修繕	建物本体及び附帯設備の補修に係る経費	左欄の経費の2分の1に相当する額。ただし、150万円を限度とする。

備考

- 1 改築には、既存の建物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根及び階段をいう。）の過半を改修する工事を含む。
- 2 修繕とは、建物本体又は附帯設備を補修する工事であって、当該工事に要する費用が50万円以上のものをいう。

別表第2（第4関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	大船渡市地域公民館整備事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 工事費の見積書の写し 4 設計図 5 その他市長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1部	別に定める。
規則第10条の規定による書類	大船渡市地域公民館整備事業計画変更（中止・廃止）承認申請書 1 事業変更計画書 2 収支変更予算書 3 その他市長が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1部	別に定める。
規則第14条第1項の規定による書類	大船渡市地域公民館整備事業費補助金交付請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 工事費の領収書の写し 4 その他市長が必要と認める書類	第5号 第2号 第3号	1部	別に定める。
規則第15条第2項の規定による書類	大船渡市地域公民館整備事業費補助金前金払請求書	第6号	1部	別に定める。

社会教育団体等育成補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、社会教育の振興を図るため、市内の社会教育団体等に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において「市内の社会教育団体等」（以下「団体等」という。）とは、次に掲げるものとする。

- (1) 大船渡市地域婦人団体連絡協議会
- (2) 大船渡市PTA連合会
- (3) その他市長が認める社会教育団体等

(補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、第2の各号に掲げる団体等が行う事業のうち、次に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) その団体等の組織の運営に要する経費
- (2) その団体等の目的を達成するための事業の実施に直接必要と認められる経費
- (3) その団体等の加盟団体の育成支援に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4 補助金の額は、第3に規定する経費のうち、予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月9日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

大船渡市芸術文化協会育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、芸術文化の振興を図るため、大船渡市芸術文化協会（以下「芸術文化協会」という。）に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業は、芸術文化協会が行う事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 芸術文化協会の組織の運営に関する事業
- (2) 芸術文化活動の普及・奨励に関する事業
- (3) 芸術文化創作活動の支援に関する事業
- (4) 児童生徒に対する芸術文化の普及・奨励に関する事業
- (5) 芸術文化の広域振興に関する事業
- (6) 加盟団体の育成支援に関する事業
- (7) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第3 補助金の交付の対象となる経費は、第2各号に掲げる事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

大船渡市郷土芸能協会育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、民俗芸能の保存・継承を図るため、大船渡市郷土芸能協会（以下「郷土芸能協会」という。）に対し、予算の範囲内で、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業は、郷土芸能協会が行う事業のうち、次に掲げる事業とする。

- (1) 郷土芸能協会の組織の運営に関する事業
- (2) 民俗芸能の保存・伝承活動に関する事業
- (3) 民俗芸能の普及に関する事業
- (4) 加盟団体の発表・出演に関する事業
- (5) 加盟団体の育成支援に関する事業
- (6) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第3 補助金の交付の対象となる経費は、第2各号に掲げる事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第4 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月23日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。